

第19期 定時株主総会招集ご通知



INTERNET
INFINITY

新型コロナウイルス感染症への対応について

- 本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 書面による事前の議決権行使の活用もよろしくようお願い申し上げます。
- 今後の状況により本株主総会の開催・運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://iif.jp/ir/>) にてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。
- 今年度は事業報告会の実施はございません。

開催日時 2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム
ガラス棟6階 G602会議室

INDEX

第19期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
議案 定款一部変更の件	
事業報告	4
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告書	27

株式会社インターネットインフィニティ
証券コード：6545

(証券コード 6545)
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日 2023年6月2日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社インターネットインフィニティー
代表取締役社長 別宮圭一

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社では、新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催してまいります。開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「第19期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://iif.jp/ir/>

(上記のウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会」を選択してご確認ください。)



また、上記のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「インターネットインフィニティー」または「コード」に当社証券コード「6545」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月26日(月曜日)午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
（当日は、午前9時30分より受付を開始いたします。）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ガラス棟6階 G602会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第19期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
第19期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
議 案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について掲載している各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした対象書類の一部であります。
- ◎今後の状況により本株主総会の開催・運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://iif.jp/ir/>）に掲載いたします。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議 案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、2022年4月1日を効力発生とする会社分割（簡易吸収分割）によりグループ経営体制に移行にしていることから、より実態に即した内容とするとともに、今後のグループ経営体制の強化を見据えて、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、2023年10月に東京都品川区所在の本社事務所を東京都千代田区内に移転することを予定しておりますので、当社定款第3条（本店の所在地）に関する規定を変更するとともに、当該変更の効力発生日を2023年10月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨附則で規定するものであります。当該附則については、当該効力発生日経過後、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～29. (条文省略) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。 (新設)	(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、及び次の各号に掲げる事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。 1. ～29. (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。 (附則) 第3条 (本店の所在地) の変更は、2023年10月末日までに開催される取締役会において決定する東京都千代田区内を移転場所とする本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は当該効力発生日経過後に、これを削除する。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限措置の緩和やワクチン接種の進展、インバウンド需要の回復など、社会経済活動の正常化に向けた動きが進んでまいりました。一方、ウクライナ情勢の長期化による世界的な資源価格の高騰や為替相場の大幅な変動による影響により、一般消費者の消費行動にも影響が広がるなど、景気の回復基調は緩やかにとどまり、依然として先行きは不透明な状況となっております。

当社グループの事業に関わる高齢社会に関連する市場におきましては、ウィズコロナ社会における「新しい生活様式」が高齢者にも浸透してきていることから、新型コロナウイルス発生当初と比較すると、サービスの利用控えによる影響は軽微となっております。今後は、コロナ禍での自粛生活によって外出頻度や移動時間が減少した高齢者に対する健康二次被害を防ぐ対策が求められることに加え、中長期的には今後も高齢化率の上昇基調が続くことから、引き続きヘルスケアサービスの需要は高まっていくものと予想されます。

また、介護業界では人材不足が深刻化しており、人材の確保が重要な経営課題として認識されております。その一つの対応策として、2022年10月には臨時の介護報酬改定が実施され、介護職員の賃金改善に充てるための「介護職員等ベースアップ等支援加算」が新設されました。次回の介護報酬改定は2024年度に予定されており、介護保険制度を将来にわたり安定的に持続させるため、介護人材の確保に加え、介護現場の生産性向上を推進するための介護制度の見直しが行われる見通しです。

このような環境のもと、当社グループではアフターコロナを見据えて、2021年に公表した「中期ビジョン2025」や昨年公表した「事業計画及び成長可能性に関する事項」で示したビジョンや経営目標の達成に向けた取組みを実行し、持続的な成長と中期的な企業価値向上の実現に向けた動きを加速してまいりました。

当期においては、アフターコロナを見据えた経済活動の正常化に伴い、当社においても通常の事業活動の再開やDX推進などの将来投資に伴う費用の増加に加え、当期に実行した複数のM&Aに関連したアドバイザリー費用等の一時的な増加等により、営業利益は前期と比べ減少いたしました。

これまで新型コロナウイルス感染症対策として活用していた雇用調整助成金等の計上が当期はほぼないため、営業外収益についても前期と比べ大きく減少しております。

以上の結果、当期における売上高は4,464,419千円（前期比7.1%増）、営業利益は99,033千円（前期比36.5%減）、経常利益は149,377千円（前期比48.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は35,069千円（前期比81.2%減）となりました。

セグメント別の経営成績は、以下のとおりです。

（ヘルスケアソリューション事業）

レコードブック事業におきましては、当期において短時間リハビリ型通所介護サービス（デイサービス）「レコードブック」のフランチャイズが11カ所増加、直営店が2カ所減少しております。また、フランチャイズ加盟店4カ所を譲受け、2カ所を譲渡した結果、直営店が31カ所、フランチャイズが168カ所となりました。

そのほか、名古屋鉄道株式会社との合併会社である株式会社名鉄ライフサポートが愛知県を中心に展開する「名鉄レコードブック」は、当期末において21カ所となっております。

これにより、「レコードブック・ブランド」の店舗が合計で220店舗（前期末は211店舗）となりました。

これらのフランチャイズの店舗数増加に加え、コロナ禍を通して高齢者に運動習慣の重要性への理解が浸透してきていることから、レコードブックの既存店舗の稼働率については、感染症の波による影響を受けながらも概ね回復基調で推移したため、加盟店からのロイヤルティ等の収入は前期と比べ増加いたしました。一方で、当期におけるフランチャイズの新規出店に伴う加盟金等による収入は前期と比べやや減少いたしました。

この結果、レコードブック事業全体では売上高及び営業利益は前期と比べて増加いたしました。

Webソリューション事業におきましては、当期よりメディカルソリューションの分野で営業活動を強化しており、当期においても複数案件の新規受注を獲得した結果、売上高及び営業利益は前期と比べてやや増加いたしました。

ケアサプライ事業におきましては、前期まで当社で行ってきた同事業は、当期首の分社化に伴い連結子会社の株式会社カンケイ舎が承継しております。また、同じく連結子会社の株式会社フルケアに加え、当期中の2022年10月より株式会社正光技建を連結の範囲に含めております。その結果、売上高及び営業利益は前期と比べてやや増加いたしました。

これらの結果、売上高は3,136,925千円(前期比8.4%増)、営業利益は417,538千円(前期比23.4%増)となりました。

(在宅サービス事業)

在宅サービス事業におきましては、当期首に同事業等の会社分割を実施し、連結子会社の株式会社カンケイ舎において事業を進めております。

当期においては、感染症の波の影響による利用者数の落ち込みによって売上が減少したことに加え、分社化に伴い、更なる成長を目指し事業の特性に合わせた人事制度改革等の独自施策を推進しているため、費用がやや増加しております。

また、当期中の2022年12月には、株式会社合の家が運営していた住宅型有料老人ホーム「フルール・ガーデン市原」及び「フルール・ガーデン相模原」に関する事業を譲受けたことにより、新たに施設介護事業を開始しております。

これらの結果、売上高は1,327,493千円(前期比4.2%増)、営業利益は284,971千円(前期比24.5%減)となりました。

セグメント別売上高

事業区分	第 18 期 (2022年3月期) (前期)		第 19 期 (2023年3月期) (当期)		前期比増減
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)
ヘルスケアソリューション事業	2,893,657	69.4	3,136,925	70.3	243,268
在宅サービス事業	1,274,420	30.6	1,327,493	29.7	53,073
合計	4,168,077	100.0	4,464,419	100.0	296,341

② 設備投資の状況

当期に実施しました設備投資総額は48,981千円であります。その主なものは、レコードブック事業における「レコードブック」店舗の新設等による建物及び構築物20,271千円、在宅サービス事業における通所介護事業所移転等による建物及び構築物13,416千円であります。

③ 資金調達の様況

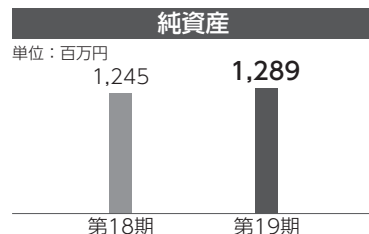
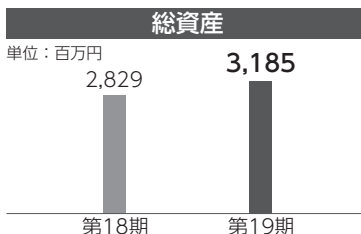
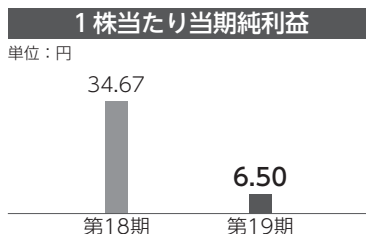
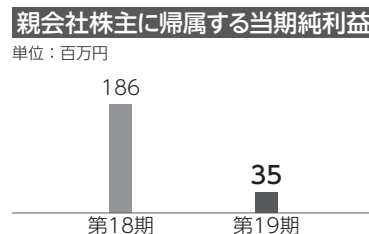
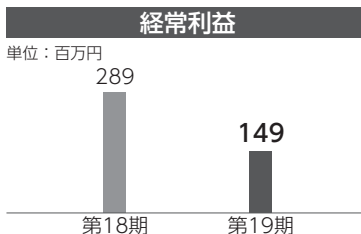
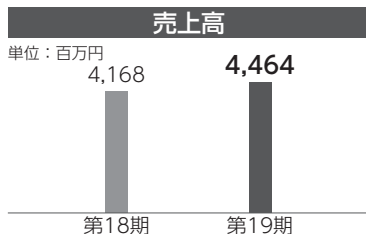
当期に、所要資金として、金融機関より短期借入金として純額100,000千円の調達を行いました。

(2) 財産及び損益の様況

区 分	第 16 期 (2020年 3 月期)	第 17 期 (2021年 3 月期)	第 18 期 (2022年 3 月期)	第 19 期 (当期) (2023年 3 月期)
売 上 高(千円)	—	—	4,168,077	4,464,419
経 常 利 益(千円)	—	—	289,674	149,377
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	—	—	186,218	35,069
1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	34.67	6.50
総 資 産(千円)	—	—	2,829,307	3,185,568
純 資 産(千円)	—	—	1,245,297	1,289,361
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	—	—	231.64	238.79

(注) 1. 第18期より連結計算書類を作成しておりますので、第17期以前の各数値は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社フルケア	10百万円	100.0%	福祉用具・医療機器のレンタル・販売 他
株式会社カンケイ舎	10百万円	100.0%	居宅介護支援、訪問介護、通所介護、施設介護、福祉用具貸与・販売
株式会社正光技建	3百万円	100.0%	住宅リフォーム工事の設計・施工、新築工事

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社であります。

2. 2022年10月1日付で、株式会社正光技建の株式を取得し、子会社といたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2022年4月1日付で、在宅サービス事業等を会社分割（簡易吸収分割）により当社の完全子会社である株式会社カンケイ舎に譲渡いたしました。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、2022年10月1日付で株式会社正光技建の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の子会社である株式会社カンケイ舎は、2022年12月1日付で、株式会社合の家が運営する住宅型有料老人ホーム事業等を譲受けております。

(7) 対処すべき課題

当社グループは、「健康な未来」という経営理念のもと、「創意革新と挑戦による、超高齢社会における課題解決」を行う企業として、業容の拡大と経営基盤の強化に取り組んでおります。

翌期の経営環境につきましては、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、2023年5月8日から季節性インフルエンザ等と同じ「5類」に移行したことを受け、社会経済活動の活性化が期待されるものの、国際情勢不安や金融資本市場の動向等の景気下振れリスクが混在し、先行きは不透明な状況が継続することが考えられます。当社グループの事業に関わる高齢社会に関連する市場は、この感染症の問題が収束に向かう中で、外出意欲の高まりや社会活動の正常化により、健康への意識がより高まるものと考えられます。加えて、中長期的には今後も高齢化率の上昇基調は変わらないことから、引き続きヘルスケアサービスの需要は高まっていくものと予想されます。このような環境のもと、当社グループではアフターコロナを見据えて、2021年に公表した「中期ビジョン2025」や昨年公表した「事業計画及び成長可能性に関する事項」で示したビジョンや経営目標の達成に向けた取り組みを実行してまいりました。今後も、持続的な成長と企業価値の更なる向上を目指し、同計画等の推進を加速させてまいります。

① 業容の拡大に向けた取り組み

イ. レコードブックの全国展開の加速とサービスの多角化

健康寿命の延伸や社会保障費の抑制に向け、介護予防分野への注目が高まる中で、リハビリ型デイサービスの果たす役割に期待が寄せられています。大きな成長の見込まれる当分野において、当社グループはレコードブックの出店を加速することにより、早期のブランド確立及び浸透、マーケットシェアの拡大を図ります。翌期においても、前期に引き続きフランチャイズ既存加盟店の増店に注力することで、新規出店のペースを再加速させてまいります。また、全国の主要都市を中心に出店エリアを精査し、地元企業や事業主をオーナーとするフランチャイズ方式での出店の強化に加え、当社グループとは異なるノウハウを保有する企業や、地元顧客基盤やブランドを有する企業等との提携による出店も進めてまいります。

フランチャイズ展開を加速させる上では、フランチャイズ本部機能のより一層の充実も必要であると認識しております。出店エリアの拡大に応じた地方拠点の整備や店舗開発、購買及び出店サポート機能の強化等により、安定的、効率的な出店体制の構築を実現してまいります。さらに、出店後においても、スーパーバイザーによるフランチャイズ加盟店の地域特性等に応じたきめ細やかな経営指導及び店舗運営指導により、加盟店の業績拡大、品質向上、コンプライアンス遵守の推進に努めてまいります。

これらのフランチャイズ本部機能強化にあたっては、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、多店舗展開を見据えた生産性向上や業務効率化に努めてまいります。加えて、他の事業との連携やIoTの活用等を推進することにより、提供サービスの多角化も進めてまいります。レコードブック店舗の非滞在時間も含めて利用者一人ひとりの生活全般をサポートするサービスを展開し、レコードブックブランドの付加価値向上に取り組んでまいります。

ロ. ケアマネジャー会員ネットワークの活用

当社グループの運営する「ケアマネジメント・オンライン」は2023年3月末現在で10万超のケアマネジャー登録会員を擁しており、当サイトの登録会員を活用したビジネス展開の源泉となっております。シルバーマーケットは、国内における数少ない成長産業であり、多くの競合企業の参入が見込まれる中で、当市場におけるマーケティングの重要性が益々高まっております。当社グループは、ケアマネジャー会員ネットワークを活用したサービスを開発し、このような成長機会を他社に先駆けて掴むことで、一層の業容拡大を図ってまいります。

また、継続的かつ安定的な受注の拡大を図るためには、現在の取引領域を最大限に拡大することに加え、新たな顧客層の獲得も重要な課題であると認識しております。そのためには、顧客の成長分野をリサーチした上で、これまでの業務ノウハウを活かした隣接領域へのサービス展開及びアプローチを進める必要があります。当社グループは、メディカル分野を始めとした関連性の高い分野でも新サービスの開発や商品ラインナップの拡充に努め、幅広くサービスを提供してまいります。

ハ. 新規事業（保険外ヘルスケアサービス）の開発

増大する社会保障費が国家財政を圧迫しており、介護保険サービスの更なる充実は期待しにくい環境にあります。一方、高齢者の価値観の多様化により、従来の介護サービスではなく、自身の生活の質の向上に資するヘルスケアサービスを望む方が増加しており、介護保険外サービスに対するニーズが高まっております。当社グループは、全国展開を進めるレコードブックの店舗網を最大限に活用し、ヘルスケア関連商品の販売や関連サービスの提供等を通じて介護保険外サービスを強化してまいります。これにより高齢者向けサービス領域の拡大を図るとともに、ターゲット層の拡大等も視野に入れた新たなソリューションの開発を進めるなど、早期に当分野におけるビジネスモデルを確立することを目指してまいります。

なお、介護保険外サービスは介護保険サービスと比較し、売上変動リスクや信用リスクが高まることから、これらのリスクを低減するための取り組みも重要な課題であると認識しております。

② 経営基盤の強化に向けた取り組み

イ. 優秀な人材の確保・育成

業容の拡大に応じた専門性の高い人材や、有資格者などのサービスを提供する人材の確保・育成は喫緊の課題であると認識しております。教育研修体制や育成プログラムの充実・強化を積極的に進め、人材の定着と能力の底上げを行っていくとともに、継続的な採用活動を通じて、当社グループの企業理念や風土にあった人材の登用を進めてまいります。加えて、長期的な視点で人材の確保や定着の推進を図るため、従業員が将来展望を持って働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされる人事制度を設計し、運用してまいります。

ロ. 内部管理体制の強化

当社グループが今後更なる業容を拡大するためには、業務内容の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、規程及び業務マニュアルの運用を徹底し、効率性・有効性を阻害する業務フローの改善に取り組み、内部管理体制を強化するとともに、業務の効率化を図ってまいります。

ハ. 事業ポートフォリオの分散・拡充

新型コロナウイルス感染症の問題が収束に向かう中、社会経済活動にはそれ以前と比べ様々な変化が生じてきております。当社グループは、これまでのノウハウや顧客基盤等を活かしつつ、その変化に対応した事業ポートフォリオを構築し、常に収益源の多様化や収益性の向上を図っていく必要があると考えております。そのため、社内体制の強化に加え、社会の変化によって新たに生じる課題の解決に関し独自の技術を持つベンチャー企業等に対して、企業買収や戦略的提携、資本参加等を必要に応じて行うことで事業ポートフォリオを分散、拡充することにより、中長期的に安定的な経営基盤を確立してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、「健康な未来」というコーポレートスローガン（経営理念）に基づき「創意革新と挑戦による、超高齢社会における課題解決」をミッションとし、ヘルスケアソリューション事業及び在宅サービス事業を行っております。ヘルスケアソリューション事業においては、高齢者の健康寿命を延ばすための短時間リハビリ型通所介護サービス（デイサービス）「レコードブック」の運営を行うレコードブック事業、介護専門サイトの運営を通じて構築したケアマネジャーネットワークを利用したシルバーマーケティング支援や仕事と介護の両立支援等を行うWebソリューション事業並びにケアサプライ事業を行っております。また、在宅サービス事業においては、在宅高齢者の方々に各種介護保険サービスを提供しております。

各事業の具体的な内容は次のとおりであります。

セグメント区分	事業	概要
ヘルスケアソリューション事業	レコードブック事業	要介護認定者や要支援認定者を対象に、身体機能の維持・回復・改善や健康寿命延伸を目的とした運動プログラムの提供を行う、短時間リハビリ型通所介護サービス（デイサービス）「レコードブック」の運営
	Webソリューション事業	<p>シルバーマーケティング支援サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー向けに、業務支援を目的とした専門Webサイト「ケアマネジメント・オンライン」を運営 ・当サイト登録ケアマネジャー会員を介した、アンケート等による定性・定量調査や要介護高齢者へのサンプリング等の実施、顧客企業のマーケティングリサーチ、プロモーション支援サービス等の提供
		<p>仕事と介護の両立支援サービス</p> <p>介護セミナー等の開催、介護情報Webサイトの運営、介護コンシェルジュ（電話やメールによるケアマネジャー紹介、介護施設紹介、介護保険申請代行等）をパッケージとした企業の福利厚生サービス「わかるかいごbiz」の提供</p>
	<p>メディカルソリューションサービス</p> <p>「ケアマネジメント・オンライン」に登録しているケアマネジャーのネットワークを活用した製薬メーカー、医療機器メーカー向けのマーケティング支援サービスの提供</p>	
ケアサプライ事業	<p>高齢者やその家族が必要とする生活支援関連サービスの提供および物品の販売</p> <p>介護環境の整備に係る福祉用具貸与及び特定福祉用具販売サービス、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売サービス、住宅改修サービス、住宅リフォーム等の提供</p>	
在宅サービス事業	居宅介護支援サービス	ケアマネジャーが、利用者及びその家族の要望に応じ、必要な介護サービスの種類・内容を織り込んだ介護支援計画（ケアプラン）を作成の上、介護サービスの提供事業者との連絡調整等を行い、利用者がスムーズに介護サービスを受けることができるよう支援
	訪問介護サービス	専任の訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者または要支援者の家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護の他、清掃・着替え・買い物等の日常生活上の支援を行う介護サービス等の提供
	通所介護サービス（デイサービス）	要介護者または要支援者にデイサービスセンターに通っていただき、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上のお世話の他、機能訓練・レクリエーション活動など、自立支援サービスの提供を行う介護サービスの提供
	施設介護サービス	要介護者または要支援者に、住宅型有料老人ホームにおいて、食事・入浴・排せつ・機能訓練等の日常生活全般をサポートする介護サービス等の提供

(9) 主要な事業所及び店舗 (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都品川区
ヘルスケアソリューション事業	東京都、神奈川県、奈良県、香川県に全31店舗

② 子会社

株 式 会 社 フ ル ケ ア	本 社：広島県広島市 事業所：広島県、岡山県、島根県、山口県に9事業所 店 舗：広島県に1店舗
株 式 会 社 カ ン ケ イ 舎	本 社：東京都品川区 事業所：東京都、千葉県、神奈川県に23事業所
株 式 会 社 正 光 技 建	本 社：広島県廿日市 営業所：広島県に2営業所

(10) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 比 増 減
374 (102) 名	+45 (+18) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は()内に外数で記載しております。なお、パートタイマーについては最近1年間の平均人員を算出し記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
202 (36) 名	△94 (△38) 名	31.5歳	4.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は()内に外数で記載しております。なお、パートタイマーについては最近1年間の平均人員を算出し記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	286,852千円
株式会社三井住友銀行	202,550千円
株式会社りそな銀行	150,000千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 17,520,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,427,771株
- (3) 株主数 2,085名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社別宮圭一事務所	1,040千株	19.26%
大同生命保険株式会社	400	7.41
別宮圭一	396	7.34
MSIP CLIENT SECURITIES	254	4.71
キユーピー株式会社	240	4.44
藤澤卓	217	4.03
永井詳二	150	2.78
上田八木短資株式会社	135	2.50
株式会社日本ケアサプライ	124	2.31
株式会社SBI証券	120	2.24

(注) 持株比率は自己株式 (28,108株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	15,706株	4名

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		2016年3月17日
新株予約権の数		202個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 161,600株 (注) 1 (新株予約権1個につき800株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 145,000円 (注) 1 (1株当たり182円)
権利行使期間		2018年3月18日から 2026年3月17日まで
行使の条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 202個 目的となる株式数 161,600株 (注) 1 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 2016年11月28日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2017年10月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」が調整されております。

2. 行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
- ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ③ 各本新株予約権の一部行使はできない。
- ④ 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	別宮圭一	株式会社正光技建取締役
取締役副社長	小川一誠	株式会社フルケア取締役
常務取締役	藤澤卓	株式会社フルケア代表取締役社長 株式会社正光技建代表取締役社長
常務取締役	星野健治	経営管理部長 株式会社フルケア監査役 株式会社カンケイ舎監査役 株式会社正光技建監査役
取締役	金子博臣	—
常勤監査役	衣川信也	株式会社カンケイ舎監査役
監査役	佐藤雅彦	v i o l a 法律事務所所長
監査役	渡邊龍男	有限会社ソレイルソウル取締役 株式会社ワイヤレスゲート取締役（監査等委員・社外） 株式会社オールアバウト常勤監査役 株式会社セルム社外取締役 株式会社ORJ社外取締役 株式会社CAC Holdings社外取締役

- (注) 1. 取締役金子博臣氏は、社外取締役であります。
2. 監査役衣川信也氏及び佐藤雅彦氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役衣川信也氏は、長年にわたり事業会社の経理部門において、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の役員の地位、担当及び重要な兼職の異動は以下のとおりであります。
- ・別宮圭一氏の重要な兼職の状況について、2022年10月1日付で株式会社正光技建の取締役に就任しております。
 - ・藤澤卓氏の重要な兼職の状況について、2022年10月1日付で株式会社正光技建の代表取締役社長に就任しております。
 - ・星野健治氏の重要な兼職の状況について、2022年5月26日付で株式会社カンケイ舎の監査役に、2022年11月24日付で株式会社正光技建の監査役にそれぞれ就任しております。
 - ・衣川信也氏の重要な兼職の状況について、2022年5月26日付で株式会社カンケイ舎の監査役に就任しております。
 - ・渡邊龍男氏の重要な兼職の状況について、2023年3月29日付で株式会社CAC Holdingsの社外取締役に就任しております。
5. 当社は、取締役金子博臣、監査役衣川信也及び佐藤雅彦の3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
武内和久	2023年2月19日	辞任	取締役 BLOOMIN' JAPAN株式会社代表取締役

(注) 武内和久氏は、社外取締役でありました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員等管理職であり、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含め全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当社は、2022年6月24日開催の取締役会決議により決定方針を定めております。

ロ. 当該方針の内容の概要

役員の報酬等については、優秀な人材の登用・確保を可能とし、中長期的、持続的な企業価値の向上を実現するための有効なインセンティブとなり、その職責に相応しい報酬水準及び報酬体系であることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬等は、役職や職責等に基づいた基本報酬（固定報酬）、会社業績及び貢献度を勘案した短期インセンティブとしての業績連動報酬等（賞与）、持続的な企業価値の向上を図る長期インセンティブとしての非金銭報酬等（株式報酬）により構成されており、基本方針に基づき賞与及び株式報酬による比率を段階的に高めていく方針であります。また、社外取締役及び監査役の報酬等は、その役割と独立性の観点から、業績に左右されない基本報酬（固定報酬）のみとしております。

当社では、取締役の報酬決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能の向上を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、独立役員を委員の過半数とし、かつ独立役員である社外取締役が委員長を務める任意の報酬委員会を2021年8月に設置しております。

I. 基本報酬（固定報酬）

取締役については、取締役の個人別の報酬等の内容を役職や職責、業界あるいは同規模の他企業の水準等を総合的に勘案し、任意の報酬委員会にて検討し、取締役会に答申します。取締役会で審議を行い、決定いたします。

監査役の報酬等については、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を勘案して、監査役の協議により監査役会において決定いたします。

II. 業績連動報酬等（賞与）

取締役（社外取締役を除く。）の賞与（法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与）については、以下の算定方法に基づき、任意の報酬委員会にて検討し、取締役会に答申します。取締役会で審議を行い、決定いたします。支給対象は、法人税法第34条第1項第3号に定める「業務執行役員」である当社取締役（以下、「対象取締役」）を対象とします。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、賞与支給連結会計年度の前連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、前連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益の期初予算達成率が100%以上の時に支給要件を満たしたとします。また、当期純利益の期初予算の達成率により分配率を決定するものとし、（親会社株主に帰属する当期純利益－期初予算）×分配率＝賞与支給額総額（ただし、支給総額上限額は20百万円とする。）とします。

達成率	130%以上	120%以上	100%以上	100%未満
分配率	20%	15%	10%	0%

個別の賞与額については、賞与支給額総額を対象取締役人数で割ったものを取締役支給基準額とします。(ただし、各取締役の管掌部門の予算達成状況等に応じて、任意の報酬委員会の決議のもと100%の支給とはせず支給額を減額する場合があります。)

当該指標を採用した理由は、当社グループの短期及び中長期的な企業価値向上への貢献度を総合的に判断できるものであり、客観的かつ定量的な評価指標であると考えているためであります。

Ⅲ. 非金銭報酬等（株式等）

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対して年額100,000千円の範囲内で、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給しております。支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、年50,000株の範囲内で、割当を受けた日より3年間の譲渡制限期間が付された当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値を基礎として取締役会において決定いたします。

ハ. 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第12期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、この報酬の額とは別に、2018年6月28日開催の第14期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬額として年額100,000千円以内、株式数の上限を年50,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第12期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬 等 (賞与)	非金銭報酬等 (株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	81,959千円 (6,300)	73,199千円 (6,300)	— (—)	8,759千円 (—)	6名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,475 (10,850)	13,475 (10,850)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	95,434 (17,150)	86,674 (17,150)	— (—)	8,759 (—)	9 (4)

(注) 1. 取締役の支給人員には当事業年度中に退任した1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役を辞任した武内和久氏は、BLOOMIN' JAPAN株式会社代表取締役を兼務しておりました。当社と兼職先との間に重要な取引関係はなく、特別の関係はありません。
- ・ 監査役佐藤雅彦氏は、v i o l a法律事務所所長であります。当社と兼職先との間に重要な取引関係はなく、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況等
取締役 金子博臣	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、長年にわたりヘルスケアビジネスに携わってきた経営者としての豊富な経験や知識に基づき適宜発言を行っており、当社の業務執行者とは独立した客観的な立場から会社経営等に関して監督・助言を行うなど、適切な役割を果たしております。
取締役 武内和久	当事業年度において、在任中に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会においては、当社の事業に関連する業界に精通していることから、それらの知見や幅広い経験に基づき適宜発言を行っており、当社の現状を踏まえ、経営課題に対する意思決定に際して監督・助言を行うなど、適切な役割を果たしております。
監査役 衣川信也	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。常勤監査役として日々の監査を担当するとともに、出席した取締役会及び監査役会において、事業会社の経理部門における豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 佐藤雅彦	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、いずれも適切と判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,048,508	流 動 負 債	1,456,842
現金及び預金	1,107,371	買掛金	74,836
受取手形	665	短期借入金	400,000
売掛金	812,335	1年内返済予定の長期借入金	114,116
貯蔵品	13,658	未払法人税等	84,626
その他の他	118,919	前受金	8,499
貸倒引当金	△4,441	前受収益	16,575
固 定 資 産	1,137,060	預り金	440,665
有 形 固 定 資 産	280,382	与引当金	54,852
建物及び構築物	575,519	その他の	262,669
土地	35,800	固 定 負 債	439,364
リース資産	49,898	長期借入金	307,780
その他の他	81,175	資産除去債務	64,159
減価償却累計額及び減損損失累計額	△462,010	長期前受収益	16,647
無 形 固 定 資 産	449,353	その他の他	50,777
のれん	409,220	負 債 合 計	1,896,206
その他の他	40,132	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	407,323	株 主 資 本	1,289,367
差入保証金	190,709	資本金	252,302
繰延税金資産	183,516	資本剰余金	237,302
その他の他	33,098	利益剰余金	822,945
資 産 合 計	3,185,568	自己株式	△23,183
		その他の包括利益累計額	△5
		その他有価証券評価差額金	△5
		純 資 産 合 計	1,289,361
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,185,568

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,464,419
売上原価	2,815,214
売上総利益	1,649,204
販売費及び一般管理費	1,550,170
営業利益	99,033
営業外収益	
事業譲渡益	21,838
事業成金の収入	32,742
その他の収入	20,346
営業外費用	
支払利息	15,961
支店事務所の移転費用	6,089
その他の費用	2,533
経常利益	149,377
特別損失	
減損損失	42,004
税金等調整前当期純利益	107,373
法人税、住民税及び事業税	88,590
法人税等調整額	△16,286
当期純利益	35,069
親会社株主に帰属する当期純利益	35,069

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,523,525	流 動 負 債	1,147,596
現金及び預金	696,321	買掛金	1,599
受取手形	665	短期借入金	400,000
売掛金	382,449	1年内返済予定の長期借入金	102,966
貯蔵品	11,200	未払金	85,246
前払費用	66,706	未払費用	35,079
短期貸付金	200,000	未払法人税等	6,661
1年内回収予定の長期貸付金	50,000	未払消費税等	6,597
その他の	119,651	前受り金	8,499
貸倒引当金	△3,468	前受り金	446,573
固 定 資 産	1,138,769	前受り益	16,575
有 形 固 定 資 産	166,793	賞与引当金	21,287
建物	492,340	資産除去債務	16,509
車両運搬具	712	固 定 負 債	312,378
工具、器具及び備品	44,370	長期借入金	240,816
減価償却累計額及び減損損失累計額	△370,630	資産除去債務	21,460
無 形 固 定 資 産	34,273	その他の	50,101
のれん	8	負 債 合 計	1,459,974
ソフトウェア	25,465	純 資 産 の 部	
その他の	8,800	株 主 資 本	1,202,325
投 資 そ の 他 の 資 産	937,701	資本金	252,302
投資有価証券	10,267	資本剰余金	237,302
関係会社株式	574,516	資本準備金	237,302
長期貸付金	87,500	利益剰余金	735,903
長期前払費用	7,735	その他利益剰余金	735,903
差入保証金	155,994	繰越利益剰余金	735,903
繰延税金資産	100,522	自 己 株 式	△23,183
その他の	1,165	評価・換算差額等	△5
資 産 合 計	2,662,294	その他有価証券評価差額金	△5
		純 資 産 合 計	1,202,319
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,662,294

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額
売	上	高		2,101,792
売	上	原	価	1,337,567
販	上	総	利	764,225
費	及	び	一	928,839
管	理	費		
営	業	損	失	164,613
営	業	外	収	
事	業	譲	渡	21,838
経	営	指	導	94,925
業	務	受	託	35,671
助	成	金	収	13,663
そ	の		他	8,496
営	業	外	費	
支	払	利	息	15,291
そ	の		他	1,251
経	常	損	失	6,561
特	別	損	失	
減	損	損	失	42,004
税	引	当	期	48,565
法	人	税、	住	4,721
法	人	税	等	△22,736
当	期	純	損	30,550

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社インターネットインフィニティー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	坂	健	司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	竹	美	江

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インターネットインフィニティーの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターネットインフィニティー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社インターネットインフィニティー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	坂	健	司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	竹	美	江

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターネットインフィニティーの2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社インターネットインフィニティー 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 衣川 信也 ㊞
監査役（社外監査役） 佐藤 雅彦 ㊞
監査役 渡邊 龍男 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

《会場》 東京国際フォーラム ガラス棟6階 G602会議室
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 電話 (03) 5221-9000

《交通》 J R 線 有楽町駅より徒歩1分
東京駅より徒歩5分 (京葉線東京駅とB1F地下コンコースにて連絡)
地下鉄 有楽町線：有楽町駅 (B1F地下コンコースにて連絡)
千代田線：二重橋前駅より徒歩5分/日比谷駅より徒歩7分
丸ノ内線：銀座駅より徒歩5分
銀座線：銀座駅より徒歩7分/京橋駅より徒歩7分
三田線：日比谷駅より徒歩5分



《ご来場される株主様への留意事項》

- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

電子提供措置の開始日 2023年6月2日

株主各位

第19期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社インターネットイニティー

証券コード：6545

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令、通達、定款、社内規程及び社会規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。
 - ハ. 法令違反その他法令上の疑義のある行為等の早期発見を目的として内部通報制度を設け、適切に対応する。
 - ニ. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従い各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - ホ. 反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図る。
 - ヘ. コンプライアンス違反者に対しては、「コンプライアンス規程」及び「就業規則」等に基づき厳正に処分を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」、「情報管理規程」等の社内規程に基づき、適切に作成、保存、管理を行う。
 - ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスクの防止及び会社の損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 - ロ. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づき運営し、原則として毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行う。
 - ロ. 取締役及び各部門の責任者が出席する経営会議を毎週開催し、各部門からの報告を通じて取締役の職務執行に必要な情報の把握に努めるとともに、職務執行上の重要事項について協議する。
 - ハ. 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、必要な範囲で権限を委譲し、責任の明確化を図ることで業務の迅速性・効率性を確保する。
 - ニ. 中期経営計画を実現するための計数目標として予算を策定し、各取締役及び各部門は、その目標に向けて職務を執行し、取締役会はその実績を管理する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社はグループ会社における経営の独立性を尊重しつつ、事業目的を遂行しうよう指導・助成し、相互の利益を増進するため、「グループ経営管理規程」を定めると共に「経営管理契約」を締結し、グループ会社の経営管理を行う。
 - ロ. 「グループ経営管理規程」及び「経営管理契約」に基づき、一定の事項については事前に当社と協議すべき事項、事前に当社が承認を行う事項、当社に対して定期的及び必要に応じて報告を行う事項とする。また、グループ経営の一体性を確保するため主管部門を設置し、円滑な運営の指導にあたりると共に、担当取締役等が出席するグループ会社連絡会議を開催し、経営数値その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を求め、必要に応じて主管部門が確認・指導する。
 - ハ. 当社は、「グループ経営管理規程」及び「経営管理契約」に基づき、グループ会社に対し、内部監査を行う。当社の内部監査室は、グループ会社の監査役及び当社監査役と緊密な連携を図り、グループ会社の内部統制の有効性を監査し、その結果を当社の代表取締役社長へ報告する。
 - ニ. グループ会社には、必要に応じて当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
 - ホ. グループ会社において当社に準じた「職務権限規程」等を定め、それらの規程等に基づき業務を執行することにより、グループ会社の職務の執行が効率的・適切に行われることを確保する。

- へ. 当社が運用している「内部通報制度」をグループ会社にも展開し、グループ会社の従業員等が直接当社に情報提供できるようにすることにより、法令違反等を早期発見する体制を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役が職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合は、取締役は適切な人材を配置する。
- ロ. 補助使用人は監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令からの独立性を確保する。
- ハ. 補助使用人の人事評価及び人事異動については、監査役の同意を得た上で決定する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況の把握のために、取締役会のほか経営会議等の重要会議に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び従業員に対して説明を求めることができるものとする。
- ロ. 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事実が発生し、又は発生するおそれがあるとき、或いは、取締役及び使用人による違法又は不正行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。
- ハ. 内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行のための費用等の前払又は償還等を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該請求に速やかに応じる。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、グループ会社の監査役と随時情報・意見交換を実施できる。
- ロ. 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要に応じて追加監査の実施等を求めることができる。
- ハ. 監査役は、取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時監査への協力を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催

全取締役及び監査役出席のもと、取締役会を毎月及び臨時で開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を意思決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

また、常勤取締役、常勤監査役及び各部門責任者出席のもと、経営会議を毎週開催し、各部門の職務執行状況の報告を受けるとともに、各部門の課題及びリスクの分析、対応策の協議を行っております。その他、常勤取締役、常勤監査役、グループ会社社長、グループ会社管理を担当する経営企画部の責任者等が出席のもと、グループ会社連絡会議を月1回開催し、主に当社とグループ会社との間で締結している経営管理契約等に基づき、経営管理上必要な事前協議及び報告を行っております。

② コンプライアンス

役職員が法令等を遵守した行動をとるために、役職員に対しコンプライアンスに関する研修を適宜実施しました。また、内部監査室は、各部門の職務執行が法令、定款、社内規程等に準拠し適正に行われているかを監査し、代表取締役社長、監査役及び取締役会に定期的に報告しております。さらに、当社では内部通報規程を制定しております。万一コンプライアンス違反が発生した場合にも、早期に発見し適切に対処することを目的として内部通報制度を設けるとともに、従業員が安心してこの制度を利用できるよう、内部通報者の保護等を明確に定めております。社内及び社外の通報・相談窓口を社内ポータルサイトに掲載することなどにより役職員に周知しております。

また、当期においては代表取締役社長を委員長として、コンプライアンス違反の未然防止や発生時の対応等について審議するリスク・コンプライアンス委員会を必要に応じ開催し、各部門に潜在するリスク等を把握・認識し、それぞれのリスクへの具体的対応や予防措置を講じてまいりました。

③ 監査役監査

監査役は、監査方針を含む監査計画に基づき、取締役会や経営会議、グループ会社連絡会議等の重要な会議への出席、稟議書や契約書等の重要書類の閲覧、事業所への往査、代表取締役との面談、役職員へのヒアリング等により、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査を行っております。また、原則月1回監査役会を開催し、監査役間の情報共有を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	252,302	237,302	798,308	△42,615	1,245,297
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			35,069		35,069
自己株式の処分		△10,432		19,431	8,999
自己株式処分差損の振替		10,432	△10,432		—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	24,637	19,431	44,069
当 期 末 残 高	252,302	237,302	822,945	△23,183	1,289,367

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	—	—	1,245,297
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			35,069
自己株式の処分			8,999
自己株式処分差損の振替			—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△5	△5	△5
当 期 変 動 額 合 計	△5	△5	44,063
当 期 末 残 高	△5	△5	1,289,361

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社フルケア
株式会社カンケイ舎
株式会社正光技建

株式会社正光技建は、2022年10月1日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社正光技建の決算日は9月30日であります。当該会社については、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の決算日の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

I. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

II. 棚卸資産

貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

I. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数については以下のとおりであります。

建物	3年～39年
構築物	15年
車両運搬具	3年～6年
工具、器具及び備品	3年～20年

Ⅱ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数については以下のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用) 5年以内

Ⅲ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

I. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

Ⅱ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しており、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。

また、一部の連結子会社は確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を採用しており、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年～12年の定額法により償却を行っております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

デイサービス等の介護関連サービス

デイサービス等の介護関連サービスに係る収益は、顧客への役務提供時点で充足されると判断し、月締めで収益を認識しております。また、福祉用具の販売等については、顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。

フランチャイズ契約

レコードブック事業におけるフランチャイズ契約に基づく加盟金等については、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって充足する取引であるため、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識しております。また、初期導入費及びロイヤルティ収入については、一時点で収益を認識しております。

Webソリューション事業

仕事と介護の両立支援サービス「わかるかいごBiz」については、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって充足する取引であるため、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識しております。その他の個別受注業務については、顧客によるサービスの検収が完了した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 409,220千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度末において減損の兆候があると判断した各資産グループ（のれんを含むより大きな単位）に対し、減損損失の認識要否について検討を行いました。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループ（のれんを含むより大きな単位）から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識要否を判定しております。

当連結会計年度において、一部の資産グループにおいて減損損失を認識しているものの、のれんを含む資産グループにおいて減損の兆候は識別しておりません。各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績および事業計画等を基礎としております。事業計画は、高齢化の進行に伴うヘルスケアサービスの需要拡大などの市場環境を考慮した売上予測等の仮定に基づいております。見積りに用いた仮定について見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失を認識する可能性があります。

3. 連結損益計算書に関する注記

(助成金収入)

主に、介護事業所のデジタル機器導入促進支援事業に係る補助金及び介護職員処遇改善支援補助金を営業外収益に計上したものです。

(減損損失)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (千円)
直営店舗	茨城県	建物及び構築物・その他	5,112
//	千葉県	//	2,201
//	香川県	//	4,205
//	//	//	3,817
//	神奈川県	//	5,692
//	奈良県	//	3,012
//	東京都	//	2,945
//	//	//	8,627
//	//	建物及び構築物	2,441
//	//	//	2,876
フランチャイズ事業	長野県	//	1,071

当社は、原則として、事業所単位を基準としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、上記資産グループにおいては当初想定していた収益を見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定し、その使用価値を零として算定しております。

また、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式(株)	5,427,771	—	—	5,427,771

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 233,600株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき、所要資金を金融機関からの借入等により調達しております。余資の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、主に介護保険制度に基づく債権であり、その大半が国民健康保険団体連合会等公的機関に対する債権であるため、リスクは僅少であります。その一部は利用者に対する債権であり、これには利用者の信用リスクが存在しておりますが、1件当たりの金額が少額かつ利用者の数が多いことからリスクは分散されております。また、Webソリューション事業の取引先に対する売掛金は信用リスクに晒されております。

貸付物件において預託している差入保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、短期借入金、未払金、未払費用等は、ほとんど1ヵ月以内の支払期日であります。長期借入金は、事業活動に必要な資金の調達を目的にしたものであり、返済日は最長で決算日後9年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

I. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売掛金は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、担当部署が入金状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握を行うことによりリスク低減を図っております。

II. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

III. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

事業計画及び各部署からの報告に基づき、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格の無い株式等は含まれておりません（(注) 参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	190,709	177,751	△12,958
資産計	190,709	177,751	△12,958
長期借入金（※）	421,896	421,999	103
負債計	421,896	421,999	103

(※) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※）	10,267

(※) 非上場株式については、上表に含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	177,751	—	177,751
資産計	—	177,751	—	177,751
長期借入金	—	421,999	—	421,999
負債計	—	421,999	—	421,999

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利によるものは、短期間（1年以内）で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これらの時価は、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

各セグメントの収益の分解情報とセグメント情報に記載した「外部顧客への売上高」との関係は以下のとおりであります。

(単位：千円)

ヘルスケア ソリューション事業	レコードブック	直営	1,041,924
		フランチャイズ	845,731
	Webソリューション	シルバーマーケティング	90,004
		仕事と介護の両立支援	127,855
		メディカルソリューション	15,489
	ケアサプライ		1,015,920
計		3,136,925	
在宅サービス事業	通所介護		406,540
	訪問介護		482,310
	居宅介護支援		350,339
	施設介護		74,220
	計		1,313,411
顧客との契約から生じる収益			4,450,336
その他の源泉から生じた収益			14,082
外部顧客への売上高			4,464,419

(注) その他の源泉から生じた収益は、在宅サービス事業におけるリース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 顧客との契約から生じた債権及び負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	958	665
売掛金	717,195	812,335
契約負債		
前受金	10,268	8,499
前受収益	13,668	16,575
長期前受収益	20,470	16,647

契約負債は、主に、レコードブック事業において、フランチャイズ契約に基づき受け取った加盟金の履行義務の未充足部分に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、21,052千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	24,905
1年超2年以内	9,035
2年超3年以内	4,362
3年超	3,419
合計	41,722

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 238円79銭
(2) 1株当たり当期純利益 6円50銭

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	252,302	237,302	—	237,302	802,293	802,293	△42,615	1,249,283
当 期 変 動 額								
当 期 純 損 失					△30,550	△30,550		△30,550
自 己 株 式 の 処 分			△10,432	△10,432			19,431	8,999
自己株式処分差損の振替			10,432	10,432	△10,432	△10,432		—
分割型の会社分割による減少					△25,407	△25,407		△25,407
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△66,389	△66,389	19,431	△46,958
当 期 末 残 高	252,302	237,302	—	237,302	735,903	735,903	△23,183	1,202,325

	評価・換算差額等		純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 合	
当 期 首 残 高	—	—	1,249,283
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失			△30,550
自 己 株 式 の 処 分			8,999
自己株式処分差損の振替			—
分割型の会社分割による減少			△25,407
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△5	△5	△5
当 期 変 動 額 合 計	△5	△5	△46,963
当 期 末 残 高	△5	△5	1,202,319

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 関係会社株式 移動平均法による原価法

・ その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～35年

車両運搬具 3年～4年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年以内

のれん 5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

デイサービス等の介護関連サービス

デイサービス等の介護関連サービスに係る収益は、顧客への役務提供時点で充足されると判断し、月締めで収益を認識しております。また、福祉用具の販売等については、顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。

フランチャイズ契約

レコードブック事業におけるフランチャイズ契約に基づく加盟金等については、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって充足する取引であるため、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識しております。また、初期導入費及びロイヤリティ収入については、一時点で収益を認識しております。

Webソリューション事業

仕事と介護の両立支援サービス「わかるかいごBiz」については、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって充足する取引であるため、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識しております。その他の個別受注業務については、顧客によるサービスの検収が完了した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は発生年度の費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 574,516千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度において関係会社株式評価損の計上要否について検討を行いました。関係会社株式は市場価格のない株式として取得価額をもって貸借対照表価額としております。関係会社の財政状態の悪化または超過収益力の減少により実質価額が著しく低下したと認められる場合に、関係会社の事業計画等に基づき、実質価額の回復可能性を検討しております。事業計画は、高齢化の進行に伴うヘルスケアサービスの需要拡大などの市場環境を考慮した売上予測等の仮定に基づいております。見積りに用いた仮定について見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式評価損を認識する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	341,100千円
関係会社に対する長期金銭債権	87,500千円
関係会社に対する短期金銭債務	13,911千円

4. 損益計算書に関する注記

(関係会社との取引高)

営業取引による取引高

売上高	3,157千円
販売費及び一般管理費	2,194千円
営業取引以外の取引高	132,534千円

(助成金収入)

主に、介護事業所のデジタル機器導入促進支援事業に係る補助金及び介護職員処遇改善支援補助金を営業外収益に計上したものです。

(減損損失)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	場 所	種 類	金 額 (千円)
直営店舗	茨城県	建物・工具、器具及び備品	5,112
//	千葉県	//	2,201
//	香川県	//	4,205
//	//	//	3,817
//	神奈川県	//	5,692
//	奈良県	//	3,012
//	東京都	//	2,945
//	//	//	8,627
//	//	建物	2,441
//	//	//	2,876
フランチャイズ事業	長野県	//	1,071

当社は、原則として、事業所単位を基準としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、上記資産グループにおいては当初想定していた収益を見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定し、その使用価値を零として算定しております。

また、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(株)	51,667	—	23,559	28,108

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増減理由は以下のとおりです。

2022年6月24日の取締役会決議による自己株式の処分 23,559株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	6,518千円
減損損失	15,548
前受収益	4,931
繰延消費税等	442
未払事業税	1,416
資産調整勘定	4,208
資産除去債務	11,626
減価償却超過額	34,045
繰越欠損金	28,915
適格会社分割に伴う関係会社株式差額	13,756
その他	13,458
繰延税金資産小計	134,869
評価性引当額	△11,134
繰延税金資産合計	123,735

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△5,509
税務上の収益認識差額	△16,199
未収事業税	△1,502
繰延税金負債合計	△23,212
繰延税金資産の純額	100,522

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社カンケイ舎	直接 100.0%	資金の貸付 (注1) 役員の兼任 従業員の出向	資金の貸付(純額) 経営指導 業務受託 会社分割(注2) 分割資産合計 分割負債合計	337,500 74,877 35,671 80,666 41,502	短期貸付金 長期貸付金 (含1年内回収予定分) 流動資産その他	200,000 137,500 84,734
子会社	株式会社フルケア	直接 100.0%	当社のフラン チャイジー 役員の兼任	経営指導	20,048	—	—

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注1) 株式会社カンケイ舎に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注2) 会社分割については、当社を分割会社とし、株式会社カンケイ舎を承継会社とする吸収分割であります。なお、分割資産及び負債の金額は、分割時の適正な帳簿価額に基づいて算定しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 222円67銭
- (2) 1株当たり当期純損失 5円66銭